

**利根町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8年4月
利根町教育委員会**

目次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「第5次利根町総合振興計画後期基本計画」の基本方針3「誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり」において、本町では子どもたちが安心して育ち、健康に育ち、すべての子どもが質の高い教育を受けられる環境を整えることを目標としている。

本計画は、公立学校の教育職員の心身の健康を保持し、学校現場における教育職員の働き方改革を推進することで、最終的には児童生徒への教育の質向上につなげることを目的として策定するものである。

近年、教育現場では業務の複雑化・多様化に伴い、教育職員の業務量が増加し、長時間労働や心身の負担が深刻な課題となっている。文部科学省が公示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)」の趣旨に基づいて、業務量の適正な管理と健康確保措置を計画的に推進する。

本計画においては、業務量の把握と調整を通じて時間外在校等時間を減少するとともに、休暇取得の促進、勤務時間の適正化などの健康確保措置を実施する。これにより、学校現場の教育職員が安心して職務に従事できる環境を整備し、教育活動の質を高めることができる。また、教育職員が健やかに働ける環境は、児童生徒一人ひとりに対する教育の充実に直結する。学びの成果を最大化する基盤となるように教育職員の業務量の適正管理及び健康確保を図りながら、すべての子どもが質の高い教育を受けられる教育体制の確立を目指す。

(2) 本町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドライン(令和3年4月策定)」に則り、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月30時間を上回る割合	月45時間を上回る割合
小学校	月28時間	41.6%	11.6%
中学校	月37時間	91.6%	26.6%

時間外在校時間が月30時間を超える割合は、小学校は41.6%であるのに対して、中学校は91.6%と高い割合となっている。しかし、中学校における月45時間を超える割合は26.6%であることから、教育職員の勤務時間に関する意識改革は進んでいる現状がある。

特に中学校では、部活動指導や生徒指導における業務の負担が大きくなっている。部活動の地域展開や学校教育全体を通して、生徒指導の未然防止の取組を行いながら、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%とする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を教育職員の平均で30時間程度とする。
- ・ 1年間の時間外在校等時間を360時間以下とする。
- ・ 全校で「業務の3分類」整理を行い、改善すべき業務を明確化する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指すために下記の目標を設定する。

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【8.5%（令和6年度の割合）】
- ・面談体制を強化し、管理職による面談を計画的に実施する。（年3回）
- ・学校が独自で行っている教育職員アンケートで、「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」の質問項目に対して、肯定的な回答を80%以上にする。

3. 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
（3分類、19項目は別紙を参照）

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・登下校時の見守り活動を、PTAや地域ボランティアなどの地域住民が主体となって実施する体制を整える。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・学校が担うべき範囲と、家庭・地域・警察が担うべき範囲を明確化し、教育職員による夜間の見回り等を原則として行わない。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を学校と共有する。

◇学校運営協議委員との連絡調整（「3分類」④関係）

- ・コミュニティースクール指導員を配置し、学校と学校運営協議委員の連絡・調整を一元的に行わせる。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校調査等の量の縮減に務め、校務支援システムの機能などを活用することによって、町から学校へ発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・民間事業所へ委託し、情報通信技術支援員として、教育職員の補助やICT機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理を行う。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールは民間に委託する。
- ・体育館における夜間（小中学校）や土日（小学校）の施設の管理は教育委員会が行う。

◇児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）

- ・学校運営協議会の支援を得つつ、教育職員の負担軽減を図る。

◇部活動の地域展開（「3分類」⑬関係）

- ・週末の部活動から、段階的に地域スポーツクラブ（すぽかるとね）へ活動の場を移す。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時における食に関する指導は、栄養教諭が実施し、見守りは、教育職員が行う。

◇授業準備（スクールサポートスタッフが配置されている学校）（「3分類」⑮関係）

- ・授業準備の補助的な業務は、スクールサポートスタッフの支援を得る。

◇学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・入学者選抜に係る業務は、デジタル技術の活用を図り、負担軽減

を図る。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導主事連絡協議会への参加目標を90%とし、専門的な知見を活用しつつ、教育職員と教育委員会が連携・協働した支援体制を構築する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動などを見直し、朝の活動時間の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・学校運営協議会を通して、学校運営協議員との連携を図る。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するために、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。（管理職との面接は随時受け付ける）
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の分析結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・年1回の定期健康診断を確実に実施するように周知する。
- ・教育職員の心身の健康問題について、相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇を計画的に取得できるように、月初めに有給休暇計画を立て、確実に消化するように推奨する。

- ・各種休暇制度等の周知、家事育児への参画等、働きやすい勤務環境を整備する。
- ・年度内に、学校における定時退勤日を月4回以上設置するように推進する。
- ・長期休業等の期間中に数日間の学校閉庁日を設ける。
- ・長期休業等に早出遅出勤務制度を設定する。
- ・会議・研修・学校行事等の精選や開催方法の工夫による回数や時間の縮減検討をする。
- ・ハラスメントのない職場づくりを推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、利根町のHPで公表するとともに定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる人材確保に向けて、学校運営協議会とともに取り組む。(年4回以上の学校運営協議会を行う)
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画に照らし合わせて課題が見られるときには、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間になっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え、各学校に本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進